

全建事発第 020 号

令和 2 年 5 月 8 日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会

専務理事 山崎 篤男

I Tを活用した建築士法に基づく重要事項説明の実施について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建築士法第 24 条の 7 第 1 項の規定に基づく重要事項説明につきまして、従来、対面による説明を行うことを前提に運用されてきましたが、今般、新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面による説明が困難化している実情等に鑑み、当面の暫定的な措置として、別紙の指針に即した形で行われる重要事項の説明を行った場合についても、建築士法第 24 条の 7 第 1 項の規定に基づく説明として扱うこととした旨について、国土交通省住宅局から通知がありました。

つきましては、ご多用のところ恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますようよろしくお願い申し上げます。

以 上

【担当】 事業部 平井

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp